

島根県公共事業再評価 対応方針（案）

作成日 令和4年7月

番号	事業概要・事業主体等	事業の進捗状況	事業採択時の状況及び社会情勢の変化等	事業効果	環境への配慮 事業を中止した場合の影響	今後の県の方針案
	(事業概要) (事業主体の根拠)	(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) (進捗状況と今後の見込み)	(事業導入の経緯・目的) (事業を取り巻く社会情勢) (事業に対する地元情勢・計画の熟度)	(費用対効果) (コスト削減・代替案等) (その他の効果)	(生活環境・自然環境への影響) (事業を中止した場合の影響)	(継続・中止)
14	<p>(事業名・地区) 湯屋谷川事業間連携砂防等事業</p> <p>(事業位置) 出雲市東林木町</p> <p>(事業費) 379,000 千円</p> <p>(事業概要) 砂防えん堤 1 基 (高さ) × (長さ) 11.5m×65.9m 溪流保全工 L=140.0m</p> <p>(事業主体の根拠) 砂防法第 5 条 砂防指定地内における砂防設備の都道府県知事による管理、工事、維持等の義務 (再評価区分) ⑥ 社会情勢の変化等により知事が必要と認める事業 (担当部課名) 土木部砂防課</p>	<p>(事業採択・着手・完了予定年度、経過年数) 事業採択年度:2019(R1)年度 用地着手年度: - 工事着手年度:2019(R1)年度 完了予定年度:2025(R7)年度 経過年数: 4 年</p> <p>(進捗状況と今後の見込み) 進捗率: 50% 用地: - 工事: 50%</p> <p>令和 7 年度完了予定</p>	<p>(事業導入の経緯・目的) 湯屋谷川は、2 流域から構成され、流域面積が計 1.46km² の土石流危険溪流である。土石流災害警戒区域には、保全対象施設として人家 38 戸の他、集会所、国道などを抱えている。本流域は、山腹の荒廃や溪流の浸食が進行し、溪床に不安定土砂が堆積しており、今後の集中豪雨等によって土石流が発生する恐れがある。土石流が発生した場合、下流の人家や道路を直撃し大きな被害をもたらす可能性があるため対策の必要が生じた。</p> <p>(事業を取り巻く社会情勢) 当事業を行うことは、地域住民が安心・安全に過ごせる生活基盤の確保はもとより、交通・流通基盤の保全の役割も担っており、地域経済の安定にも大きく寄与するものと期待される。事業採択当時から現在にいたるまで周辺の土地利用等大きな変化はない。</p> <p>(事業に対する地元情勢・計画の熟度) 近年、土石流災害の発生件数が増加してきており、本流域の住民は土石流災害の不安を非常に強く感じているため、早期完了を熱望されている。</p>	<p>(費用対効果) b / c = 8.11</p> <p>(コスト削減・代替案等) ・再生資源の積極的な利用を行い、コスト削減を図る。 ・建設発生土を他事業に活用することによりコスト削減を図る。</p> <p>(その他の効果) ・土石流災害に対する住民の不安感の軽減 ・避難活動の拠点の保全(避難所の確保、避難者の安全確保) ・インフラ機能の保全(国道)</p>	<p>(生活環境・自然環境への影響) 特記事項なし</p> <p>(事業を中止した場合の影響) 現在の整備状況は、2 溪流の内、1 溪流においてえん堤の整備が完了している。 また、残りの 1 溪流においても 1 基のえん堤整備を計画しており、整備中である。 事業が中止された場合、土石流が下流の土石流災害警戒区域に流出する恐れがあり、人命、人家、道路等への土石流被害が防止できなくなり、地域社会に与える影響は甚大である。</p>	<p>(方針案) 継続</p> <p>(継続・中止の理由) 本流域は山腹の荒廃や溪流の浸食が進行し、溪床に不安定土砂が堆積しており、今後の集中豪雨等によって土石流が発生する恐れがある。土石流が発生した場合、甚大な被害をもたらすことになる。 保全対象には、人家、集会所、道路を抱えており、地域住民の安心・安全に必要な事業であり、更に、防災機能の確保を図る上での効果も大きい。 整備中のえん堤 1 基は早期完成を目指す。 事業採択時から周辺の土地利用等には大きな変化はなく、依然として土石流発生危険性が高いため、事業を継続する必要がある。</p>

事業間連携砂防等事業
 (道路保全対策)
 湯屋谷川事業間連携砂防等事業
 (出雲市東林木町)

